

令和6年7月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和6年7月18日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	加 藤 博 昭
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	杉 山 賢 一
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	二 見 裕 一
学校教育部長	坂 下 裕 一
学校教育部教育指導課長	鈴 木 史 洋
学校教育部支援教育課長	原 口 尚 延
学校教育部保健体育課長	小 田 耕 生
学校教育部学校食育課長	高 橋 大 歩
学校教育部教育情報担当課長	矢 本 美 奈
中央図書館長	柿 原 美 奈
博物館運営課長	北 山 剛 子
教育研究所長	梅 谷 尚 子

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、6月定例会から本日までの所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧ください。

市議会関係につきましては、6月定例議会が25日の本会議をもって終了いたしました。

教育委員会関係としては、6月20日に教育委員会終了後に横須賀美術館を視察させていただき、翌日21日には岩戸小学校の創立50周年式典が開かれましたので、私と、それから荒川委員がご参加いただいております。

それから、7月に入りましてですが、ちょっと記載漏らしてしまいましたが、7月9日に市立学校長会議を開催いたしました。冒頭、私のほうから、児童生徒、教職員の健康管理について3点ほどお話をさせていただきました。1点目は、熱中症が大変ひどくなってきていることで、今年度から特別警戒警報が出ることになりましたので、それらの対応について気をつけていただきたい旨、2点目は、他都市において学校プールでの死亡事故等が生じていることから、学校プールでの運営について万全の対策を取ってほしい旨をお話ししました。3点目としては、現在、手足口病が子どもたちにもはやっているのですが、同様に新型コロナウイルスの感染がまた拡大しているという状況について報告をいたしました。ただ、今年度については、子どもというよりも大人のほうが先にかかっている状況がありますので、今回のこの夏をどういうふうに乗り切れるかという点について注意をしていただきたい。特に、暑い中で窓などを閉め切ってしまうと、感染等の危険な弊害があるので、どのように換気できるかについての注意をさせていただいたところです。

裏面にいっていただきまして、学校関係の行事としては、芸術鑑賞会を6月25、26日に開催させていただきました。新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、今まで2回で開催できたものを3回に拡大させていただきました。したがって、その経費の負担増になった分につきましては、一般社団法人シティサポートよこすか並びに公益財団法人横須賀芸術文化財団さんから多額の寄附をいただいて開催ができるようになっております。この両団体につきましては、当日感謝状等を贈呈させていただいたところです。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第22号『図書館条例施行規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(中央図書館長)

議案第22号『図書館条例施行規則中改正について』、別途提出しております議案説明資料に沿ってご説明いたします。

まず初めに、1の改正理由です。前回、6月の本定例会でご報告いたしました電子図書館を導入するに当たり、電子書籍の運用規定を定めること、また、貸出し等利用資格の管理をより適切に行うため、図書館カードの有効期間を設定することなどが改正を行う理由です。

次に、2の改正の概要です。(1)の電子書籍の運用の規定につきましては、表に記載のとおり電子書籍の利用ができる方や貸出点数、貸出期間などを定めるものです。

(2)の図書館カードの有効期間につきましては、改正理由で述べましたとおり、利用資格者の管理をより適切に行っていくために定めるものです。今回導入する電子図書館は時間や場所を選ばずに利用できるサービスですので、横須賀市在住・在勤・在学という利用資格を定期的に確認していくことが必要と考えております。これまでは図書館カードの有効期間は定めず、5年間カードの利用をしていない方について、登録情報を削除する形を取っておりました。今回の規則改正後は、利用者の皆様に5年ごとに図書館カードの更新手続を行っていただくことで、資格要件の確認をより適切に行ってまいります。

その他、(3)のとおり、(1)、(2)の改正に伴う条文整備を行います。

なお、議案の3ページ以降には本改正案について朱書きで記載しております。

最後に、(4)の施行期日は、電子図書サービスを開始する令和6年8月1日からの施行となります。

以上で、議案第22号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(澤田委員)

確認ですが、現在カードを所有している方は令和6年8月1日から5年間と

いうことでよろしいですね。

(中央図書館長)

はい、そのとおりです。

(荒川委員)

4 ページの第 6 条のところで、(2) に「不正の行為があったとき。」と、あと、(3) の「館長がその利用を停止させることが必要であると認めたとき。」に利用が停止されるということなのですけれども、これはどういったことを想定しているのか教えていただければと思います。

(中央図書館長)

例えば資格を偽造したりですとか、そういったことがあった場合には利用停止ということを考えております。

(荒川委員)

ありがとうございます。

(新倉教育長)

私のほうから 1 点だけ。今回の図書館カードの有効期間の話もそうなのですが、今、他市町村との相互利用ができるということで、その方たちも使えることになっている。例えば、逗子、三浦の住民の方が近場の図書館で登録をすると、三浦市に住民登録があり、横須賀市には全く縁がないとしても、利用できる形になっているかと思うのですが、その方の図書カードと横須賀在住・在勤の方のカードというのは、違うカードが交付されているのですか。

(中央図書館長)

カードとしては同じカードを交付しております。

(新倉教育長)

そうすると、この間ご説明ありましたが、その図書館カードの番号で、今回ログインと言ったらいいのでしょうか、電子図書館に入るパスワードを自分で決めますといったときに、パスワードが入力できないということなのか。

(中央図書館長)

他市町村の住民の方で、横須賀市と協定を結んで利用されている自治体の方については、利用できない形に設定をしております。

(新倉教育長)

では、カードの状態は同じなのだけれども、付番されている番号が違うので、その番号は受け付けませんよという処理になっているということでもいいですか。

(中央図書館長)

はい、そのとおりでございます。

(新倉教育長)

今回のその5年間という話が1つあるのですが、これはこれからどのように周知するのですか。

(中央図書館長)

館内にポスターを掲示したりというのはもちろんなのですが、ご本人がホームページを見たときに、自分のマイページというのを持つことができます。今、ID番号ですとかパスワードを入れて、予約などをネット上でできるようになっているのですが、そのページで案内がされる。また、セルフ貸出機を利用した際にも案内がなされる。また、窓口に来られるような方がいらっしゃる場合には、その際にも周知をしていく予定でおります。

(新倉教育長)

今の質問は、2つをどうしたらいいのかなと思いました。まずは市外の人たちは電子図書館が使えませんよということをどこで周知するのかなということと、これから市外の方たちもそうなのだけれども、この令和6年8月1日から5年後の段階においては、更新をしなければいけませんよということを一斉にPRしなきゃいけないのだと。カードを更新してくださいというのは5年後に始まるかと思うのだけれども、そのときには一斉にその方たちに知らせなきゃいけない作業が入るということと、それから、何よりも今回の8月1日からの部分については、市外の方は使えませんというのを明確にどこかではっきりさせないと、苦情が来るのではないかなと思うので、それはぜひ対応してほしいと思ったところです。これは意見です。

(澤田委員)

関連してですが、その更新のときは、マイページのところからできるのでしょうか。

(中央図書館長)

マイページのところからは、現在は更新できない形を考えております。一度やはり窓口にお越しいただいて、住所ですとか、勤務先ですとか、在学ということであれば学生証などを確認させていただく形を取っております。マイページですとかネット上で更新できる方法等については、今後の課題だというふうに考えております。

(元木委員)

細かい話になるのですが、図書館カード、失効するというか、有効期限が切れた状態で、次更新するときに持っていけば更新できると思うんですけども、そのときにどれだけ空いても大丈夫なのですか。

(中央図書館長)

極端な話、新規の登録と変わらない形になりますので、どのくらい空いても大丈夫です。

(元木委員)

そうすると、マイページの情報はなくなっちゃうということですか。

(中央図書館長)

マイページの情報は、残念ながらなくなります。

(元木委員)

分かりました。

(新倉教育長)

私から1点だけ、うろ覚えな情報で申し訳ないのですが、たしか1か月前後の間だったか、河野デジタル大臣が、図書カードについてもマイナンバーカードで利用できるようにというような何か新聞報道を見た記憶があるのですが、将来的な話として、まだこれからマイナンバーはどれだけ普及するのか、あるいはどういうふうに活用するかということが出てくるのですが、結果とすると、それに乗っていけるように考えておけばいいのかなと思ったのですね。だ

から、横須賀市独自の図書カードがずっと未来永劫必要なのかというところが出てくるのだと思うし、もしそれに接合しようとしたら、今この規則で変えてしまう、5年の失効というのをどういうふうに組み立てるかということが大きくなるかなと思っているので、その辺は今後の国の動向を見ながらやはり検討課題として捉えておいていただければと思っています。これは意見として申し上げます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第22号は「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

○ 教育長 閉会を宣言

6 閉会及び散会の時刻

令和6年7月18日(木) 午前9時45分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡